

新井白石と南都戒和上相論について

平 岡 定 海

一 新井白石と南寺院の關係

現在東大寺図書館に収蔵している江戸時代の重要な記録として「東大寺年中行事記」と題するものが貞享元年（一六八四）より慶応三年（一八六七）までのものが「東大寺年中行事記見出」を附して残されている。その中に宝永七年（一七一〇）十二月の条に「新井勘解由殿御越ニ付諸色入用」との記録も別冊として存している。⁽⁴⁾

この新井白石の来寺は東大寺と興福寺との間に生じた一条院新門跡の東大寺戒壇での受戒に際しての戒和上任命に対する相論を調査するために来寺したものであった。

新井白石が南都の寺院と関聯を持った相論事件については

一、宝永七年六月二十一日 南都両門跡の相論

一、正徳二年四月 一乗院緋衣勅許事

がある。この前者は慶長五年（一六〇〇）九月に関ヶ原戦の終了後、家康の大阪入城にあたって興福寺領に対する両門跡の学問科に対する相論に起因するもので、その史料としてはもともと興福寺に家康の出した朱印状がある。

この朱印状とというのは

興福寺領壹万五千石之内、五千石之儀に付て衆僧中申分遂糺明畢、如先規五師衆可被仰付候、其内千石者寺社之修理、千石者学問仕僧侶可有扶助候諸式寺社法度之儀嚴重可被仰付候也

慶長五庚子年十一月十六日

家康判

一乗院殿⁽²⁾

でこの朱印状は徳川家綱のとき、一乗院宮、真敬法親王が後水尾院の皇子であった関係上ために後水尾院の宝庫に収められていたが、この宝庫が皇居炎上のために消失し、その写しを寛文五年（一六六五）に提出して朱印状の復活を見たが、徳川綱吉は興福寺に優遇処置をとり、貞享年間に寺務職に一乗院を任命されると同時に、大乘院にも黄衣を許可する事なども行なわれたが、興福寺の学問料千石は家康が一乗院に寄進されたため大乘院はこの学問料千石について争いが生じた。ことにさきの判物も御朱印状でなく、単なる家康の花押で御朱印状とはいえないと反発した。

そのうえ興福寺寺務職は古来両門跡が交代で就任されることになっていたが、両門跡の間に差別があるのであるのではない。ことに学問料については、その判物を下されし宛先が一乗院であったがためのもので、この千石は寺務職となった大乘院もまた支配すべきものであると白石は裁決し、ことに近衛基熙の干渉を排除している。「折たく柴の記」にも

「一乗院門下にして、神祖（家康）別御朱印といふものすでに焼けうせぬとて、そのうつしをまゐらせし事なれば、覚束なし、殊にはそのうつしにも、御判物とするされし上は、御朱印にはあらず、まして公事より彼寺務拜任の目をわかれたれしかど、いにしへより此かた、両門はかはるがはる其職に任せられし上は、両門の差別あるべき事にもあらず、また神祖の御書にも、学問料の事、長く一乗院の門室へよせられしとも見えず、寺務当務にあらずとも見えず、これはただ当時の寺務になられし所なるに大性院殿（尊敬）その時の寺務なれば一乗院とはなされしなり。」⁽³⁾

と、学問料千石についてその判定を下し、三井寺の例をあげ、また宝永七年七月十日には両門跡の院家を召寄せて検察を加え、一乗院の専断を止めている。ことに宝永七年（一七二〇）十二月廿五日このために南都にいたり事情を調査したときのことについても

「（宝永七）この年の冬は、我（白石）南都におもむきしにかしこの奉行（奈良奉行）三好備前守、我に語りて、此たび御沙汰の次第、大乘院殿のありがたく思ひ給ふはいふに及ばず、一乗院殿門下の僧侶といへども感じ申さぬものなしとぞいひける。しばしがほどは、此所にとどまり居て、こころしづかにふるきあとを見んずるとおもひしに、一乗院の門下成身院とかいふ老僧の近衛摂政殿の仰を伝えて、多喜宮見参

新井白石と南都戒和上相論について

の事申し来れり、此宮に見参せんほどならんには、大乘院殿にまゐらずしてかなふべからず、さればそれらの儀によりてとあり。かくありといふ事もこそあれと、思ひしかば、いそぎて帰るべき事あれば、此度の見参かなふまじといひて、かしこにとどまる事わづかに三日にして京には帰りたり。」⁽⁴⁾

ことにこの裁決について近衛基熙はまったく白石の一存のごとく感じて「事にふれては某が事よからぬさまに申し給ふ事、たびくにおよびしかど」と白石に対して好ましくない感情をもっていたようである。

また正徳二年（一七一二）四月の一乗院緋衣勅許事件についても、やはり「折たく柴の記」に、

「一乗院宮緋衣勅許の事は、親王の御身がらによられしなどいふ事より、始て仰らるる事ども多かれど、皇親の尊崇あるべきと門室の高下なるべきと相混ずべき事にあらず。されば今より以後、寺門の儀軌においては、往代の成規によりて御沙汰あるべき歟、

又兩門の優劣あらんには、一山無事ならん事、其期有べからず、されば今より以後、皇子一乗院に御入室の事を止めらるべきか、此後また大乘院にも皇子御入室の事あるべきか、この三条の間をもてよろしく聖断有べきよしを仰られしかば皇親の尊崇あるべき所と、門室の高下なるべき所と相混ぜらるべからず。されば一乗院の宮学業未成満の間は、会式の時にあたりて、白衣をもて事にしたがわるべし」⁽⁵⁾

このように白石は興福寺の裁決に対しては両事件とも興福寺務職すなはち興福寺別当以外は緋衣勅許の例がないのにかかわらず、一乗院のみが公家方の支援によって緋衣勅許の初例を得たことは両門の争そひを起す原因ともなるとして興福寺の一乗院が皇親であるがための優先的あつかいをするのを止めている。幕府は公武共に裁決するに對しても公家方には圧迫を強めているようなきらいが多い。興福寺兩門跡でも公家方の一乗院に對して武家方に近い大乘院に對しての立場の方が寛容度が多い。これはまた東大寺と興福寺との立場に對する幕府の態度にも見られ、源頼朝が東大寺の鎌倉再建に協力した關係からも東大寺側に有利な立場が見られる。同じく「折たく柴の記」に東大寺の再建について述べたところでも

「（正徳五年閏二月）十二月東大寺勸進上人公盛申す事あり、東大寺は、聖武皇帝の御草創、鎮護國家の靈場なり、されば治承の回祿ののち、後白河の法皇の御願にて、諸國に院宣をなされて、御再興あり、其後また永祿の回祿にも、正親町院綸旨を諸國に下されしかど、時至らずして功成らず、先師公慶が時に及びて、関東に申し、諸國に勸進して大仏殿を造立し、公盛是に繼て、棲中門等を造るといへ共、廻廊以下

の処々は其功いまだならず、伏して願はくは、建久永祿等の例によられて院宣をなし下されむ事を望請ふ」⁽⁶⁾

と、公盛上人の院宣をめぐって、その例を白石は述べている。もちろん東大寺再建については白石は「東大寺大仏殿造立の為、及び富士山の焼けし灰除かれん為に、諸国に役をかけられる、是らは只臨時の役なりといへども諸国に役をかける。是らは只臨時の役なりといへども、世の人申事もありき」⁽⁷⁾とて諸国臨時の役として大仏殿再建に夫役を課せられることについて反論をば唱えているが、いま公慶上人の大仏殿廻廊の勸進についての意見として、公盛上人の「今に至て其廻廊の事のために、院宣を成されんに、なほ催促に従がはざらむ国々もあらむには、朝命時に行なはれがたきに似んも、いかにやあるべき、公盛上人は先師の志を承て、その願空しからざらむには、それらばかりの所、造畢の功ならむ。何程の事かあらむ、然れ共、これらの事は只竊に議し申す所也、院宣をなし下されんに至てはすみやかに諸国に下知せられん事申すにや及べきとぞしるしたり。(中略)かの上人望申す所聞召しがたくて、仰下されしや、聞し召す所の如き其謂あり。院宣なさるべきにもあらずと仰下されしとぞ」⁽⁸⁾

公盛上人の大仏殿廻廊再建の院宣についてはその必要はないけれども、その再建の意志については上人の「聞し召す所の如き其謂あり」とて協力については好意を見せている。このように新井白石の態度は儒者的見識と同時にその歴史の必要性について正確に把握せんとする立場が随所に見られる。そして諠譁両成敗の江戸幕府の原則に立ちつつも、興福寺問題についても「兩門の優劣あらんには一山無事ならん事有べからず」との態度を示し、興福寺寺務職についても、大乘院・一乗院が「兩門かはるがわる其職に任ぜられる」原則を守るならば、「兩門の差別あるべき事にもあらず」とのべ、南都に参つて裁決の史料を求めたときも、一乗院の親方の関白近衛基熙の干渉をさけて「見参かなふまじとにげるように京都にもどっていることは彼が正しい史料を求めたのちその公正を守らんがために、貴族のいたづらな干渉を排除し、事の裁決にあたりて公正な史料にもとづき正しい判決を求めようとした近代史学者としての白石の人間像がうかがわれるのである。

- (1) 東大寺図書館蔵 宝永七年十二月日 新井勘解由殿御越ニ付諸色入用 年預心光院
- (2) 憲教類典 寺社四ノ十三
- (3) 折たく柴の記 卷中 新井白石全集本
- (4) (3)に同じ
- (5) 同 右

新井白石と南都戒和上相論について

- (6) 同下
(7) 中
(8) 同下
// // //

二 南都戒和上職の変遷

東大寺を始め、南都における僧侶の受戒については、東大寺の戒壇院にておこなわれる授戒会がその中心となっていた。これについての東大寺の記録によると

授戒会 凡東大寺授戒会四月行之、或三月也、近来無定、東大寺授戒会安居以前云々⁽⁴⁾

とあって、東大寺授戒は毎年三月十一日より始まって、その月のうちに終了する慣例となっていたようである。そして授者は三月五日迄に玄蕃寮及び僧綱所に届出でなければならなかった。但し同じ授戒でも沙弥・沙弥尼等の軽戒では三月上旬に定められていた。また授戒にあたる戒和上や大小十師等の供料については、大和国の年貢より調進し、東大・興福・元興・大安・薬師・西大・法華・新薬師等の諸寺が各一日分の供料を調達するしきたりとなっていた。

また延喜式でも、この東大寺要録の記載と殆んど相異するところはなく、延暦寺の円頓戒壇との相異について「凡以七大寺僧一為師主之輩、不聴預延暦寺授戒」⁽⁵⁾と南都においてはあくまでも東大寺戒壇を中心としていたことが明らかである。

いまこの南都戒壇の源流をたづねてみるとそれは天平勝宝年間に聖武天皇及び光明皇后が東大寺大仏殿前に壇をきづいて唐僧鑑真より授戒を受けられたのにはじまるのであるが「東大寺始行授戒作法記」によると、

唐僧鑑真和上の申請により、「如唐朝者、但以三職挙状被令大小十師請定之、三職者和上・羯磨・教授也、次到和上職位者、依羯磨教授之判被任和上職位」との規式を示し⁽⁶⁾和上は羯磨師、教授師の推挙により就任するものであった。また授戒にともなう大十師、小十師についても唐朝の例にもとぎ鑑真は「先令日本行受戒、如唐朝可請諸寺大小十師」として東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、薬師寺、法隆寺より招請する慣例を形成するにいたった。

そしてこれは各大寺相互に配役を持廻りしていたため、昌泰三年（九〇〇）五月七日には法隆寺より受戒会のために大小十師が参加することになっていたが富雄川の氾濫のため東大寺方の大小十師を以て受戒会をとりつくりつたという例も見られる。④そして戒和上についても鑑真の弟子法進がそのあとをついで第一代の戒和上となって以来、年齢七十より八十以上の律僧を以て戒和上となし、その出自は薬師寺、元興寺、招提寺、興福寺、東大寺、法隆寺、大安寺等南都の七大寺より戒騰高きものをもって補任されることになっていたが、平安時代以降は東大寺独自の僧が慣例として戒和上となるのを恒例とした。そして受戒は東大寺戒壇院で支障のないかぎり三月廿日前後におこなわれることになっているが、その時日は早いときは三月六日、遅い時は五月または十二月廿五日頃になるときがあるが、三月六日は恒例で、遅い時は仁和寺宮や、貴族の子弟等が登壇受戒する臨時の場合であった。興福寺の類聚世要抄の記録によると

（三月）廿日

受戒事

年中行事云

東大寺

大徳〃〃律師

薬師寺

、、、、、

東大寺

、、、、、

東大寺

、、、、、

東大寺

、、、、、

新井白石と南都戒和上相論について

新井白石と南都戒和上相論について

元興寺

、
、
、
、

東大寺

、
、
、
、

興福寺

、
、
、
、

興福寺

、
、
、
、

大安寺

、
、
、
、

招提寺

、
、
、
、

沙弥某 稽首 和南 足下

竊以三学殊速必会通、於漏尽五乘、広運資戒乞以為先、是知表無表惑、整衆行之津梁、願無欲、心祈、去支之勝躅、俱某宿凶多幸、得筵法門、未登清口夙夜殊今契、元永元年十月十七日於東大寺戒壇院受具足戒、伏願大德慈悲載濟少職和南謹疏

元永元年十月十七日 沙弥 謹疏

和上

伝灯大法師位

戒壇堂達

伝灯法師位

伝灯法師位

綱所

従儀師伝灯法師位

従儀師伝灯法師位

威儀師伝灯大法師位

玄蕃寮

正六位上行

正六位上行

治部

正六位上行

正六位上行

(長者宣引付 延応元年)

僧綱牒 東大興福元興大安薬師西大招提寺等

応令早告請受戒大小十師等事

牒自来廿日可被行受戒者、大小十師任何可被告請定状牒送如件、諸寺宜承知依件令廻請故牒

延応元年九月廿八日 従儀師寛賢

威儀師嚴縁

大僧正 覚嚴

新井白石と南都戒和上相論について

新井白石と南都戒和上相論について

僧 正 四人

権僧正 七人

法印権大僧都聖譽

僧綱牒 東大興福元興大安薬師西大招提新薬師等

応令早進向沙弥事

牒自来廿日可有受戒之勢者、彼日以前沙弥等可急向之状牒送如件、諸寺宜承知牒到准状故牒

延応元年九月廿八日 從儀師寛賢

威儀師嚴縁

このように中世における和上職は東大寺に於て大小十師は東大寺以外の七大寺によって配当することになっていたが、⁽⁶⁾この類聚世要抄の受戒の範列にしても、至徳二年・寛治元年・永長二年・長治元年・天仁二年等ほとんど興福寺は東大寺戒壇で受戒を行なう例となっている。保安三年のときも

「中曆記云保安三年十二月十日受戒行之、十二日御寺分受戒 治部大輔禪師、故源大納言禪師、権守重基禪師、同自一乘院尤立同車渡戒壇者、是玄覚入室弟子也」⁽⁷⁾

と、興福寺よりの受者は東大寺戒壇院へ送りこまれるならわしであった。しかし東大寺が古来よりの戒和上職を独占しようとするとき、絶えず興福寺側の受者であるときに問題が起こり複雑となり、二人の和上職があるという違例が生じたこともあった。中右記の元永元年(一一一八)十月十五日にも

「戒和上被仰下東大寺一人、興福寺一人、往昔有二人例云々、仍被仰下、近代不見事也」⁽⁸⁾

とこのように二人の和上職が出ることは古来の慣例にはづれるものであると述べているように中世に於ても戒和上は興福寺側と幾多の相論を繰り返しながらも東大寺に戒和上就任に対する有利な条件が慣習法的に成立していたようである。

それはまた東大寺要録の戒和上次第を見てもそのことが裏付けされるのであって、このことは後に述べる江戸時代の慶長年間及び宝永年間の

東大寺と興福寺の戒和上相論問題とも関聯して大きな相論の焦点ともなったのである。

- (1) 東大寺要領第四 諸公章第五
- (2) 延喜式(国史大系本) 二十一 玄蕃寮授戒条
- (3) (2)に同じ
- (4) 東大寺要録九 雜事章第十之三
- (5) 東大寺始行授戒作法記 東大寺要録九、雜事章第十之三
- (6) 類聚世要抄第八
- (7) 同 右
- (8) 中右記 元永元年十月十五日条

三 慶長二十年戒和上職相論について

南都東大寺戒壇の戒和上職についての相論は、のちの宝永八年の場合とも同様に興福寺との間に起っている。前者が大乗院門跡信尊の受戒、後者が一乘院門跡尊昭の受戒についてまた東大寺と戒和上の任命について同様の相論がくりかえされている。

この慶長二十年(一六一五)の東大寺と興福寺との相論については、大乗院門跡信尊が東大寺戒壇院で受戒をうけるについて、その戒和上を興福寺側より差出すべきであると主張したことから争ひが重なった。本光国師金地院崇伝の日記よりしてその争いは慶長十八年(一六一三)よりのことであった。

これらの南都寺院の間の訴訟については江戸時代はじめ奈良奉行を通じ、次に京都所司代を経て江戸の寺社奉行に申達し、幕閣の評定を待つこととなっていた。そのためこの訴訟もまづ京都所司代板倉伊賀守勝重に伝えられ、板倉勝重はその裁許に対する檢察を仏教事情にくわしい金地院崇伝に返答を求めた。この年の十一月廿八日に返書を出して崇傳は、この問題は「訴状従東大寺被指上候、様子無案内之儀候間」⁽¹⁾とて、まづ兩寺の諸老を召して聞きただした上で「如先規治定可然」であるとの結論に達した。もちろんこのことは徳川家康の承認を得て兩寺に通達された。これについて東大寺側は戒和上の勅任例において興福寺より「和上者戒臈次第候、然者当寺之堂衆仁者、受戒会勤役之体多候」とて、受戒会の戒和上職はその原則として

新井白石と南都戒和上相論について

「授戒之制法者、積戒膺任相承之旨、催和尚候義、往古之掟旨候」⁽²⁾

とて、興福寺側に七十五才以上八十才代の戒膺高い信を以て戒和上に任せられるべきことについて、その適当な人物がないと主張して「興福寺之堂衆仁者、勤役之体、耆人も無之候間、当寺之堂方可為和上事無紛各存候」と年預五師訓監を以て返書を提出して戒和上は東大寺側より出すべきであると強調した。しかし幕府は東大寺や興福寺の一方的な返答では「無案内」であるともっと「両寺共に先規を被相考、以書付被申候へ」⁽³⁾と警告を与え、正確書類による判断を下す材料の提示を求めている。

このため受戒会はおくれ、興福寺一乘院門跡尊勢は慶長十九年三月五日駿府での法相宗論義におもひいたときに実情を家康にも訴へた。また興福寺側は盛んに京都所司代に受戒会を早く実施されたいと申込んでいる。しかしこれに対して東大寺側は堂衆も出向かず沈黙を保って動かなかった。しかし興福寺の別会五師側は、東大寺が無理に大乘院信尊の受戒会を遅らせているとして、所司代と崇伝に書状を送り

「一、同日（三月七日）板倉伊賀殿二月廿七日状来、興福寺五師衆より金地院、板伊州兩人宛所にて、二月廿六日之状来、受戒之事由来、大乘院殿より板伊州へ参候御書見せ来、受戒会に付て、和上出入興福寺東大寺堂衆申に付て、会式遅候段令迷惑候由之状也、一乘院殿より板伊州へ参候御書も見せ来、右何も一乘院殿より御届也」⁽⁴⁾

とて興福寺側は関白近衛基熙を押し出して一乘院を介して盛んに所司代へ訴え出たのである。もちろんこの時の一乘院の金地院への来訪は春日社造営成就の御礼のことも含まれていた。

この事件に対して幕府側は先づその言分を聞くために両者の方策をとって東大寺・興福寺の両者の堂衆を駿府城に呼びよせることを決定した。しかし興福寺側はその主張を強調せんがため一早く下向したが、東大寺は下向を渋って遅退策をはかった。⁽⁵⁾しかし慶長十九年四月一日になつて東大寺堂衆二人がようよう下向し、徳川家康の前で公事裁決が行なわれることになった。時に慶長十九年四月十八日で、本光国師日記では

「一、同日（十八日）御前 興福寺、東大寺両堂衆、戒和尚之公事有之、

興福寺者、天正十二年迄繪旨連続

東大寺者、従文安三年退転、慶長十九年迄は凡百六十九年之退転也

如近年有来、興福寺堂衆戒和尚に定ル。

大乘院御門跡早々可有受戒之由、一乘院殿へ被、仰出也」⁽⁷⁾

しかしこの決定は東大寺側の戒臈重視という「授戒之制法者、積戒臈任相承之旨、備和尚候義、往古之掟旨候」⁽⁸⁾という主張は興福寺側の「堂寺之堂衆仁者、受戒会勤役之体多候」という主張に押まられた形となって、その興福寺一乘院の裏面工作は成功したかに見えた。しかし東大寺は所司代へ書状を送り、「大乘院殿御受戒会之義、堂衆于今及異義之由」訴えた⁽⁹⁾。そして東大寺は駿府方へもしばしば使僧を送り、さきの裁決に対して、興福寺が天正十二年まで論旨連続という主張に反発し、家康の寵臣本多上野介正勝に訴え、板倉伊賀守にその処置の再考をうながした。その書状は

一、能以次飛脚申入候、南都大乘院御門跡御受戒会に付而、両堂衆戒和尚出入、先日一乘院御門跡御下府之刻、被 聞召、東大寺之戒和尚百六十年退転之由、候故、如近年と被 仰出候、然処に、今度東大寺清涼院被罷下、中古興福寺も百六十年退転之記録有之由被申上候故、当秋 御上洛之刻、雙方之記録今一往可被成御覽候間、大乘院御門跡御受戒会先御延引候様に可申入旨、被仰出候、其由急度可被仰渡候、為其令啓候、恐惶謹言

六月十三日

金地院

本多上野介

板倉伊賀守殿人々御中⁽¹⁰⁾

そして東大寺は駿府の裁決不満として、これを江戸の裁決にもちこもうとした。ここにも江戸幕府があくまでも単に口述の裁決を強行するのでなくして、事実即ち史料にもとづいた裁決の方法を求めて、大御所家康の一応決論を出したものである。相方が同意せざるかぎり証拠の信憑性を検して再び公平な判断を下すべきであるという文治主義的な政策の一端をもうかがえるのである。そして東大寺の江戸への働きかけは寺内の塔頭の清涼院の動きがいよいよ活発となった。また京都方広寺大仏鐘銘事件を発端として、豊臣秀頼の大坂方との対決もせまっていた頃であった。そこで駿府に於てもこの問題を放置することもできず、再び両寺両堂衆を駿府に呼びよせて「受戒会之儀、早々相極候」ためにも「戒和尚出入之儀急度相極候様にと被仰越候」そしてこの度はさきの場合と立場を異にして「東大寺衆当地に被相詰候、旧規共被聞召屈可被仰付旨に候、東大寺之堂衆又罷下由候条、貴寺（興福寺）之堂衆も、定而可罷下と存候、落著次第御受戒尤可為珍重候、御取立之儀、疎意不存候」⁽¹¹⁾と幕

新井白石と南都戒和上相論について

新井白石と南都戒和上相論について

府は再び興福寺大乘院に対して通達を出さねばならなくなった。そしていよいよこの問題も最後の証拠調べの段階となった。

ここでその裁断の史料となったのは東大寺側の上申した戒和上次第である。これは東大寺要録に記載されているところであるが、これを本光国師日記に記している処とその相異点について考えてみると、これを表解すると、別表の如くなる。これを見るときに戒和上次第については東大寺要録を基準としながらも、幕府へ提出した本光国師の記載とは近世について著しく相異している点も多い、その大要については戒和上任命は天曆二年（九四八）よりは東大寺側に独占され、長和・天喜末期よりは興福寺側より撰出されることが多かったことは事実である。もちろん平家による両寺の回祿以後については両寺共に不明な点が多いだけに相論の焦点になったのである。しかし戒和上の戒臈については最低七十一才、最高九十一才と、かなり両堂衆の中でも高齢者をもって任じていることは東大寺側の主張の「戒臈尊重」の主張は有利に転回したことに相違なかった。ことに東大寺側はさらに

「自古至今に從來一和上に登候事は無之候、末座之仁此度戒和上仕候へは二月堂を初として、諸会式戒臈之次第相破候間、法度相立申候様被仰付候」¹¹²

と東大寺の主張はあくまでも戒臈重視にもとに推論を進めていった。その結果、戒臈について推論の根拠として提出した史料は恐らく東大寺要録第五の戒和上次第であったが、これは興福寺側の退転の史実もあきらかとなり、この時点に於いて、最終的な結論を見出すこともできたのである。そこで幕府側は京都所司代板倉伊賀守重勝にその決論にもとづいた書状を送ってこの大乘院受戒問題に決着を見ることがになった。

「急度令啓達候、南都東大興福両寺戒和尚出入之儀、最前一乗院殿御下向之刻、東大寺は和尚職百六十年退転之由被仰上に付而、此中如有来可然様に被恩召候処、今度清涼院罷下、旧記被相考如此書付被指上候、中古興福寺にも百六十年和尚職退転候。是は戒臈無之候へば、互に中絶申事候、幸今度は東大寺に戒臈有之儀に候条、任旧例被仰付候様にと訴訟被申に付而、此目安興福寺へ指越、被申分於有之者、可被申上候、旧記此書付之通に候間、此度東大寺戒和尚補任尤之旨被仰越候、以其上落著之儀可被仰出候、為其東大寺之目安相添進候、恐々

謹言

八月廿四日

金地院

本多上野介¹¹⁴

そして東大寺側は「戒法伝受之老僧御座候、所詮如先規両寺戒之法度相定申候様被仰付候者、忝可奉存候」¹⁰⁹と東大寺両堂衆側より戒和上を出すことにより、慶長二十年二月廿八日、信尊の受戒会がおこなわれ「先規在之之上者、戒臈次第可相任旨被 仰出候」¹¹⁰とて慶長十八年より二十年までついに二ケ年間も相論の解決が見出せなかった。

しかし、この解決にあたって、あくまでも戒和上次第に根拠をもとめた幕府の態度は寺院統制について、公正な典拠を求めつつ、それを法度化して規準を定めて両寺への規整を強めようとしたことがうかがえるが、この相論は宝永八年の一乗院門跡の受戒会の場合とも多くの関聯性を持つに到ったのである。

あくまでも典拠の正確さを求める幕府側はその学問偏重による文治主義実現のために政治の判決の基盤を正確な史料に求めて裁決を行ない、そのためには一度、興福寺側に有利な解決を与えたにもかかわらず、再び東大寺側の差出す戒和上次第により反転してその主張のもとに最終的な裁決を与えた処に、いかに幕府が寺院の由緒にもとづいて寺院を統制しようとしたかが推察することができるのである。

- (1) 本光国師日記第十 (大日本仏教全書本)
慶長十八年十一月廿八日条
- (2) 同 右 慶長十八年十二月三日条
- (3) 同 右 第十一 慶長十八年十二月廿四日条
- (4) 同 右 十一 慶長十九年三月七日条
- (5) 同 十一 〃 三月十八日条
- (6) 同 十一 〃 三月廿八日条
- (7) 同 十一 〃 四月十八日条
- (8) (2)に同じ
- (9) 同 十一 慶長十九年五月十七日条
- (10) 本光国師日記 第十二 慶長十九年六月十三日
- (11) 〃 〃 〃 七月廿三日
- (12) 〃 〃 第十三 慶長十九年六月三日条
- (13) 〃 〃 第十五 慶長二十年二月八日

新井白石と南都戒和上相論について

新井白石と南都戒和上相論について

第十三 慶長十九年八月廿四日

- (14) //
(15) (14)と同じ
(16) (13)と同じ

四 宝永八年戒和上職相論と新井白石の来訪

さきの慶長二十年の大乗院信尊のときに於ける東大寺と興福寺との戒和上に対する相論と同じ類型の相論が宝永七年（一七一〇）の一乗院新門跡となるべきの一乗院尊昭東大寺での受戒会実施に際して起った。これまた慶長二十年の戒藤問題にも関聯性を持っていた。そしてこれも宝永六年より宝永八年（一七一）にかけての二年間の相論で、このことについては、時の東大寺年中行事のなかくわしくその経過が述べられている。この計画は宝永六年五月廿六日に「今度一乗院御兎御所御得度被成、当秋御受戒御執行之由」という目的のため東大寺での受戒会開催を依頼して来た。

しかしこれについて次の条件が加わっていた。「戒和尚之儀、此方と存候」また、「戒和尚之儀、此方より相勤申候間、左様思召不候歟と御所申上置度存候」⁽¹²⁾ということについて、東大寺側は戒和上職は東照宮以来戒藤次第であるべきであると主張した。そして

「慶長年中大乗院門主受戒会和上職之事、東大寺九院興福寺五院之堂衆等争論之時東照宮御札問之上、両寺堂衆以戒藤次第可任其職之旨、御裁断畢

今度一乗院宮御受戒会可有之、而文殊院栄貞当其任之由、東大寺堂衆挙申之處、興福寺堂衆等称下松院快範戒藤最高之趣遂及争論、各以所訴申者、任東照宮御旨所仰上裁也」⁽¹³⁾

と、これは東大寺側の推挙する文殊院栄貞と興福寺の推挙する下松院快範との戒藤の上下について慶長二十年の古相論にもとづいて裁決を求めることとなった。

そして奈良奉行所は受戒会が延引しないうちに両者が解決すべきと傍観の態度をとったのであるが、宝永六年五月廿四日、東大寺側の堂衆の代表の文殊院、宝住院は興福寺一乗院に出向いて「今度戒和上、当体文殊院ニテ御座候間、為御改参上仕候旨被申処」⁽¹⁴⁾と東大寺側の主張を直

接一乘院へ申入れることになった。

そして東大寺側の候補者である中門堂衆一藪の文殊院栄貞大僧都と、興福寺側の推挙する下松院快範との間の戒臈の資格についての問題に移っていった。

この結果、栄貞は入臈より三十五年、快範は十八年を算定した。しかしてこの戒臈算定について東大寺側は、興福寺の快範に対しては、単にいまの場合の一乘院の受戒以前の元禄十六年（一七〇三）大乘院門跡信雅の受戒会の実施についても相論起り、いままた宝永五年（一七〇八）の東大寺龍藏院快英との一乘院尊昭の受戒会に対する相論にも戒和上問題は相論を重ねている。「今度御受戒会之儀ニ付、両堂御願申上趣ハ先年龍藏院与下松院及双論之処、御奉行以書付之仰出候内ニ重而之戒和上下松院可然と有之」⁽⁹⁾と快範の戒和上就任への興福寺側の主張はあくまでも東大寺との対決を求めて、慶長二十年の如く、自己の門跡の受戒は自己の寺でもってなさるべきと、その復活を計画することにあつた。

これについて受戒会年預捌記の東大寺側の記録では

「一、戒和上専寺中門堂衆一藪文殊院栄貞大 今度興福寺下松院快範与戒臈高下之相論快範儀者、根元和州桃尾山大心院住持無紛、然所興福寺江入宗、桃尾山初発心之戒臈、興福寺入宗以後之戒臈取合戒臈高之旨、龍藏院快英和上勤仕之節モ及相論、当所町奉行妻木彦右衛門殿御取捌ニテ専寺龍藏院戒臈高二相究、和上勤仕在之、畢

今度檣右之筋ニ付及相論、当所町奉行三好備前守殿、段々御吟味之上、京都諸司代松平紀伊守殿江被申達処、京都ニテ御捌可有之旨、依之宝永六_{己丑}年、両寺堂衆被召出御吟味之上、下松院快範桃尾山大心院住居之年数、其後興福寺本寺僧之戒臈双方取合、快範戒臈栄貞戒臈ヨリ高二相究落着以書付御申渡畢」⁽¹⁰⁾

と、両寺の戒和上相論は下松院快範を擁護する興福寺側の強剛なる主張によりその相論の場は奈良奉行の手より、関西の寺社を所管する京都所司代の裁決を求めることに拡大していったのである。

興福寺側は快範の戒臈を桃尾山大心院住持の時よりと算定し、これを主張して、この場合は栄貞の東大寺入寺の臈次の三十五年を上廻わり、東大寺側の主張する快範が興福寺に改めて入寺した時点に中心を置けば、十八年と臈次の点で東大寺側が有利となる条件が具わるなど微妙な相異点が大なる解釈の相異を来たすことになり事件は複雑化し、宝永五年の奈良奉行の裁定をくつがえす結果となって京都での第二審は「戒臈双

新井白石と南都戒和上相論について

方取合」す方法に於て「快範戒臈、栄貞戒臈ヨリ高二相究」等、第二審は興福寺の勝訴となった。

そこで東大寺はこの敗訴を受けて、慶長二十年の徳川家康の駿府城の裁決をもとに京都所司代の判決の書付を受領しないで江戸に上申することを決定し、「学侶両堂令会合、種々評議有之、秘竟此度之（京都所司代）御書付請候而ハ後代之違乱、其上永々東大寺より戒和上無之戴ニ罷成可申間、江戸へ罷下り再度願可申由、堂衆一結之相談相極之旨」⁽⁸⁾とて、まづ京都所司代に再願を求め、そのうえ「江戸下向存立可被致哉一決相竟畢」⁽⁹⁾

しかし一度、京都所司代松平紀伊守信康の裁定は、東大寺が江戸下向を決意した以上「御書付所持之上者、御請難申旨再三御断申候得共、御取上無之」という結果について、安井門跡道恕はこれをなだめ、「一乘院殿御受戒会無滞相済候様ニ安井門主御下知」をしたが、東大寺は堂衆の江戸下向を理由に安井門跡の申入を断った。

それと同時に、「権現様御定目相立不申候」⁽⁹⁾と堂衆は江戸下向を決意して寺社奉行の本多弾正の少弼忠晴・三好備前守康雄のもとに訴えた。しかし寺社奉行方は二奉行立合いのもとで口上書委細披見され、その沙汰は京都所司代を通じて東大寺側に申渡されることになったが、東大寺側はあくまでも最初の駿府城の合意の如く、公家的影響力の強い京都所司代の裁決を求めることを拒否して、江戸での判決を求めんとした。ここに両寺の江戸幕府に対する裁決の求め方に相異が認められるのである。

そこで幕府は寺社奉行三好備前守康雄とともに新井勘解由白石の諸寺社調査と相まって南都相論の解決のため上洛さすことになった。東大寺年中行事記によると、

一、（宝永七年七月）廿一日從御番所触状到来文云

覚

一、新井勘解由令申方、諸寺社一覽之管ニ候、旧記古キ物等不残差出見セ可被申、物ニより書写度由候者、写させ可被事、

右之通可被其意得候

十月

三好備前守（康雄）

以上

右之趣從江戸罷申越候間、如斯候 以上

十月廿一日 番所

東大寺

年預中

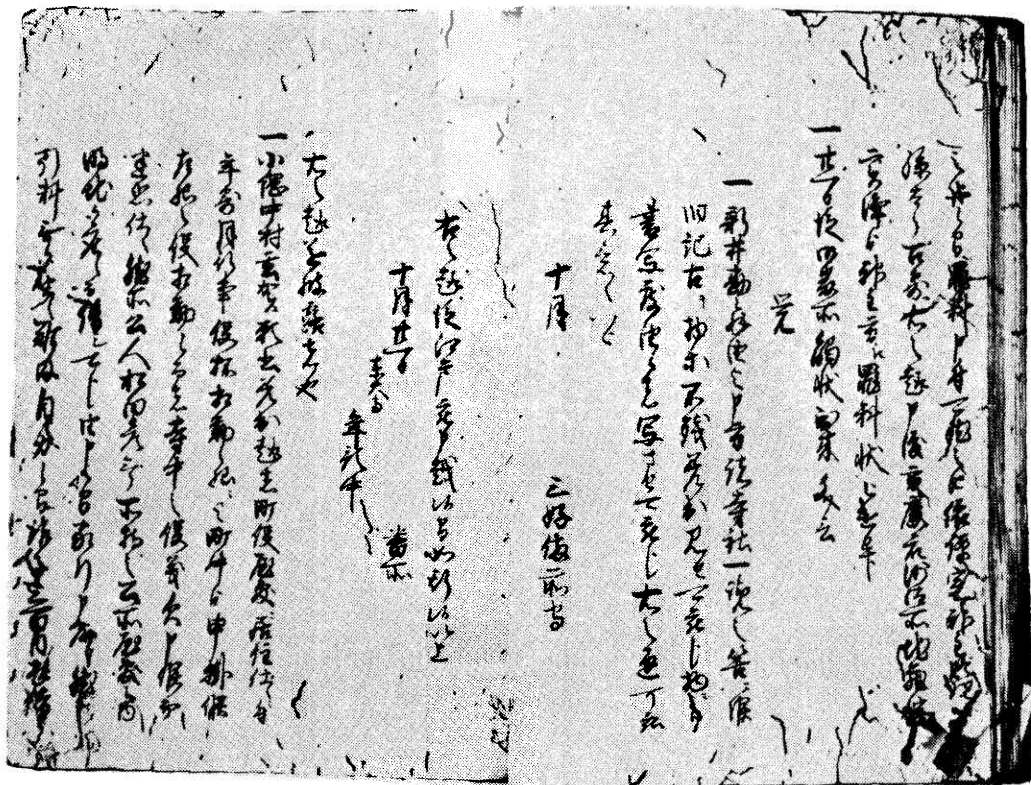
右之趣遂披露者也

この新井白石の南都訪問については白石は宝永七年六月廿日に一乗・大乘院の興福寺両門跡の学問科の争いに対して「南都の書付うけ取」また次の日「南都訴訟の、御書付之趣にては事きるへからさるよし」¹¹¹間部詮房に伝え七月十日にはその一件に対する自分の見解を示した南都争訟弁二冊を作成して具進している。いまこの南都の戒和上問題について新井白石に調査を命じられるきっかけとなったのは、その日記の宝永七年八月十七日の東大寺側の「南都の不審書を上ル」¹¹²で、八月廿三日には「今日出仕、京都への御用御使、越前守殿（間部詮房）被仰付路費百金拝領」¹¹³と上洛への幕命を奉じることになった。そして九月廿八日、京都への出達の暇を給わって、十月五日、「今日一乗院殿方への書付按を作成して、

「九日出付、今日一乗院殿坊官迄御書付改め、并南都戒和上御裁断状案上ル」¹¹⁴

と、その判定書を持参して、十月廿四日に京都に到着し、

新井白石と南都戒和上相論について



新井白石と南都戒和上相論について

「十一月十五日付にて、来春迄滞留之事被仰下、金百両拝領」した。それは南都の訴訟と共に中御門天皇の御即位に参列する目的もあったが、將軍の上意書を携えて東大寺を訪づれたのは宝永七年（一七一〇）十二月二日、白石は大阪より南都へおもむいている。

この間の東大寺年中行事記には、

（十一月）十七日、御番所より申来者、新井勘解由殿来廿五日六日之内御越可有之候、宿坊勧進所江被仰渡之間、可致支度之由、申来即刻年

預龍松院同道（公盛）ニ而地所へ參、右之御請申上者也

一、十八日新井勘解由殿御越ニ付、色目候旧記為見列於年預所会合有之、旧記見分有之畢

一、新井勘解由殿御越ニ付、廿五日より廿八日迄、記録為改、於年預所蓮乘院源井坊、真如院立合校合有之

一、（十二月）二日新井勘解由殿、当地江御越宿坊勧進所、三日早期より寺中御巡見、夫より興福寺・春日・元興寺江被出テ御留、四日早朝

於天皇殿宝物并記録入御覽畢、御望被成候記録共写在、同夜持来、寺中御

巡見之在者、年預役者兩人案内、記録御覽之時者年預役者中不殘罷出、首

尾能相承、五日御発足畢、年預記録写を扣并御覽候記録年預之箱に入置者

也⁴⁵

これについて、東大寺の別の記録として「新井勘解由殿御越ニ付諸色入用」

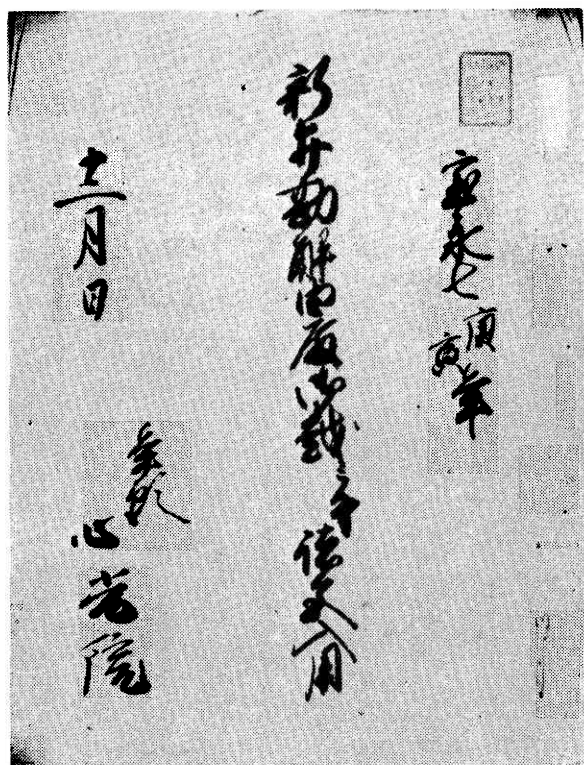
との宝永七年十二月の年預心光院の記録があり、東大寺勧進所での接待の様子が記されている。東大寺は新井白石に二月堂牛王宝印を差上げ、経師屋を呼び

つけ、足利尊氏の書状の古文書の箱を新たにづくり、聖武天皇の封五千戸の

詔、そのほか繪旨、封戸荘園の記録、不断念仏の繪旨等古文書のいままで整備

されていないかったものの塗箱等を作るなど、合せて四百三十六貫壹分五厘の支

出をなしている。⁴⁶



そしてこの新井白石が東大寺の古文書や記録を閲覧すると共に、その目的は宝永七年六月以来の両寺の戒和上問題に終止符を打つことであつた、そして幕府側の態度の決定を当該寺院の古文書、古記録の中に見出すことがその大きな目的で「東大寺宝物并二月堂勸化所ニ有之候宝物其外一山之旧記文書為差事之物等、旧冬荒井勘解由殿一見之之通少茂無相違様ニ悉一見仕度望之旨段々頼来候」¹¹⁷とのちに京都所司代松平紀伊守が申越すほど新井白石の史実にもとづいた裁決の確認はより歴史学的な実証主義にもとづくものであつた。その結果、幕府の東大寺と興福寺との間に起つた長年にわたる戒和上問題に対する結論としての裁決は

「東照宮様御仕置相立、下松院交衆戒臈不相立、興福寺江入院以後戒臈十八夏ニ必定、興福寺堂衆申分不届ニ思召之旨被仰渡、此以後者東大寺九ヶ院、興福寺五ヶ院之外交衆人一圓成間敷候、被仰渡、今度戒和上文殊院栄貞勤仕可之旨、寺社奉行御奉行御老中若御老中御連判ニテ御書付成被下難有仕合ニテ罷登此度和上文殊院栄貞首尾勤仕被申畢」¹¹⁸

そして興福寺一乗院新門跡尊昭に対する臨時の受戒会は栄貞が戒和上となつて東大寺側の主張を通して宝永八年三月十一日を以て興福寺一乗院の二条法印憲乗の書状により両寺がその実施にふみきることになつたのである。

- (1) 東大寺年中行事記 宝永六年五月廿六日条
- (2) (1)に同じ
- (3) 東大寺文書 宝永七年十月廿六日
- (4) 東大寺年中行事記 宝永六年五月廿四日条
- (5) 同 右 宝永六年五月廿日条
- (6) 受戒会年預捌記(宝永八辛年三月十七日)
- (7) 東大寺年中行事記 宝永六年九月廿六日条
- (8) (7)に同じ
- (9) 東大寺文書 宝永六年六月九日条
- (10) 年中行事記 宝永七年十月廿一日条
- (11) 委蛇曆十二(新井白石日記) 宝永七年六月廿一日条
- (12) 同 右 宝永七年八月十七日条
- (13) 同 右 宝永七年八月廿三日条
- (14) 同 右 宝永七年十月九日条

新井白石と南都戒和上相論について

新井白石と南都戒和上相論について

- (15) 年中行事記 宝永七年十二月二日条
(16) 「新井勘解由殿御越二付諸色入用」 東大寺図書館蔵
(17) 年中行事記 宝永八年三月廿四日条
(18) (6)と同じ

五 結 語

この相論は慶長二十年、元禄十五年、宝永八年等の相論をふまえて、新井白石の南都来訪の史実確定の結果と慶長二十年の家康の裁決を根拠として興福寺側の主張をしりぞげ東大寺の勝訴に終っている。

この裁決を下したとき白石は五十四才、彼の尤実した時代でもあり、南都の長年の争論を史実の認定を典拠として一挙に解決に導びいたのであった。もちろん彼が東大寺に宿したのは東大寺の徳川家康以来の裁定に有利な条件があったことを知っていたからでもあろう。

もちろん白石の家康観はその立場上讚美に終しているようでもあるが、南都戒和上問題でも無批判迎合の態度をとっているのではなく、それは詳密なる歴史的考察をおこなうための古文書の閲見を忘却していない。ことに読史余論に引用する文献の豊富さからいってもこのことがうかがえるのである。

ことに新井白石の「そもそも当時天下無告の民、いづれの所にか来り訴うべき、しかるを奉行の人々はじめ、下知せし所にしたがはずして、此訴ある事を以て違犯の科となし、くはふるにまた御代官所より注進の状に見えし注進の状に見えし風聞の説によりて、つひに断ずるに叛逆の罪を以てする、凡そ民の父母たるべきもの、其心とする所、かくのごとくなるべからず」⁽¹⁾とか、その幕府の相論の裁許にあたっての公正は、そのものが文治主義にもとづく幕府の政治体制への不信を導くものとしてきびしく治者の独善や偏見を排除すべきであると考えた。ことに

「たとひ申すところい、われありとも、今はた望、請ふ所をゆるされんに、これらの後、来の例となりなん事しかるべからず、ただいかにも奉行所の下知にしたがふべし」⁽²⁾

このような白石の私なき態度が興福寺内の西門跡間の争い、東大寺と興福寺間の戒和上問題に対する根本的な解決を謙虚な態度と深い歴

史眼をもった彼にゆだねる結果となったのであろう。

この戒和上問題を通じて、また江戸幕府の寺院や公家に対する問題の解決の方法もうかがえる。奈良奉行↓京都所司代↓寺社奉行、と南都寺院の統制と諸問題の解決に、江戸幕府としてはその解決を第一審は現地、第二審は京都で、第三審は江戸という政策をとっているが、興福寺側はこれを公家的勢力の強い京都で有利な解決を求めようとし、東大寺側は、京よりも、江戸で直接交渉にあたり京都の裁決をくつがえそうとしている。それは東大寺が鎌倉時代源頼朝により再建されたということ、また徳川家康が、豊臣秀吉の京都大仏の建立に反対していても、むしろ東大寺大仏殿の再建には協力的であったこと、さらには戒和上相論について東大寺側が「東照宮御札問之上、両寺堂衆以戒藤次第可任其職之旨御裁断畢」⁽³⁾という大義名分を貫ぬき通し、両相論を通じ、勝訴へ持ちこんでいることは、ひいては大仏殿再建という問題においても共通した政策が見られるのである。

そして公武問題に關聯する興福寺間の問題でも公家的勢力の強い一乗院方に対して、武家的な傾向の多い大乗院方に、また同様に南都寺院においても、興福寺より武家的な傾向の強い東大寺側に有利な判定を下している江戸幕府の政策は南都寺院統制の一つの方向であったともいえる。

そして東大寺大仏殿再建の公慶上人の幕府に対する申請に対して、これを許可し、さらにその勸進事業の不振に当って、幕府自身が体制を通じて援助をおしまなかつたこととに対して、享保二年（一七一七）の興福寺の炎上に際しては幕府は勸進を許すのみにして積極的な援助を差のべようとしなかつたことも、両寺に対する幕府の寺院政策がうかがえるのである。そして一たび東照権現の先例を見出したとき、その真実性を追求して幕藩体制を維持しようとした幕府側の態度に対して、東大寺が進んで東照宮を寺内に建てその大仏殿再建を求めていくという現実性に対して、興福寺側のかたくななまでの公家的政策に徹して行こうとした態度は、この相論を通じてもその背景がうかがえるのではないだろうか、これをもってこの論のむすびとするものである。

(1) 折たく柴の記第三（新井白石全集）

(2) 同 右 （ ）

(3) 東大寺文書 宝永七年十月廿六日裁許状

戒和上次第												
本光国師日記(慶長19・8・24)						東大寺要録五 戒和上次第						
1	763	天平宝字	7	法進	81	法進	東	大僧都	81			
2	774	宝龜曆	5	如保	84	(如保)	藥	少僧都	84			
3	786	延	5	昌昌	78	(同左)	元	律僧都	78			
4	795	"	14	豐安	80	(同左)	招	少僧都	一			
5	806	大弘	1	長義	82	(同左)	興	大僧都	85			
6	813	"	4	慶義	85	(")	法	一	82			
7	816	"	7	慶慶	82	(")	東	一	85			
8	830	天長	7	常義	78	(")	藥	大僧都	78			
9	840	天承	7	義壽	83	(義還)	法		73			
10	845	"	12	壽惠	82	(同左)	興	律師	83			
11	851	仁天	1	口隆	76	(")	元	一	76			
12	858	天真	2	最幡	81	(玄情)	東	大僧都	81			
13	866	"	8	覺教	78	(同左)	東	大律師	78			
14	873	"	15	良詮	81	(")	元	"	81			
15	878	元慶	2	良教	78	(")	法	一	78			
16	880	"	4	祥教	80	(")	元	律師	80			
17	887	仁和	3	祥勢	82	(")	東	大僧都	82			
18	899	仁昌	2	叡南	79	(")	"	大律師	79			
19	905	延喜	5	叡慶	77	(")	大	"	77			
20	913	"	13	暹湛	一	(還湛)	招	一	一			
21	917	"	17	安矣	78	(")	大	律師	82			
22	928	延長	6	安康	82	(安靈)	"	律師	78			
23	936	承平	6	昌矣	79	(")	"	"	79			
24	948	天元	2	宝惠	87	(")	東	"	87			
25	950	"	4	慈高	91	(")	"	一	91			
26	954	"	8	增敏	78	(")	"	律師	78			
27	957	"	11	明祐	83	(")	"	"	82			
28	961	応和	1	武忠	78	正式	蓮	一	72			
29	965	康保	2	安達	73	式忠	"	一	78			
30	967	"	4	一	一	仁泰	一	一	79			
31	970	天禄	1	正蓮	78	安達	一	一	78			
32	973	天延	1	平油	80	(同左)	元	一	80死			
33	978	天元	2	昭鏡	82	(")	東	一	82			
34	988	天延	1	仁延	73	(")	"	一	一			
35	1001	長保	3	仁泰	76	(")	"	一	76			
36	1004	寛弘	1	忠與	89	(")	興	一	89			
[自承和十二年至寛弘元年百六十年興福寺に退転]												
37	(1005)	(寛弘)	2	一	一	仁	救	東	一	82		
38	(1011)	(")	8	一	一	元	好	大	一	81		
39	(1012)	(長和)	1	一	一	恩	偷	興	一	85		
40	(1028)	(長元)	1	一	一	長	救	東	一	82		
41	(1029)	(")	2	一	一	恒	修	元	一	86		
42	(1030)	(")	3	一	一	利	慶	東	一	一		
43	(1038)	(長曆)	2	一	一	灌	昶	興	一	一		

新井白石と南都戒和上相論について

44	(1049)	(永 承)	4	—	—	—	恆 仁	元	—	86
45	(1054)	(天 喜)	2	—	—	—	宝 貫	東	—	85
46	(1055)	(//)	3	—	—	—	太 喜	興	—	—
47	(1061)	(康 平)	4	—	—	—	覚 照	//	—	89
48	(1065)	(治 曆)	1	—	—	—	千 政	//	—	—
49	(1071)	(延 久)	3	—	—	—	基 遍	//	—	—
50	(1076)	(承 保)	3	—	—	—	千 勝	//	—	—
51	(1080)	(承 曆)	4	—	—	—	千 朗	//	—	—
52	(1102)	(康 和)	4	—	—	—	道 法	//	—	—
53	(1106)	(嘉 承)	1	—	—	—	蓮 春	//	—	—
54	(1110)	(天 永)	1	—	—	—	忠 源	//	—	—
55	(1118)	(元 永)	1	—	—	—	隆 還	東	—	—
「已上要録定已下私注加之」										
56	(1119)	(元 永)	2	—	—	—	妙 行	興	—	88
57	(1122)	(保 安)	3	—	—	—	定 因	東	—	80
58	(1122)	(//)	3	—	—	—	慶 滿	//	—	79
59	(1123)	(保 安)	4	—	—	—	勝 喜	興	—	77
60	(1129)	(大 治)	4	—	—	—	永 尋	//	—	79
61	(1135)	(長 承)	4	—	—	—	老 賢	//	—	83
62	(1148)	(久 安)	4	—	—	—	頼 徳	—	—	94
63	(1149)	(//)	5	—	—	—	圓 元	興	—	88
64	(1151)	(仁 平)	1	—	—	—	浄 久	葉	—	93
65	(1152)	(//)	2	—	—	—	久 仁	//	—	92
66	(1153)	(//)	3	—	—	—	実 増	興	—	84
67	(1156)	(保 元)	1	—	—	—	経 隆	//	—	84
68	(1166)	(仁 安)	1	—	—	—	願 明	//	—	—
69	(1167)	(//)	2	—	—	—	善 宝	//	—	82
70	(1170)	(嘉 応)	2	—	—	—	興 順	//	—	—
71	(1171)	(承 安)	1	—	—	—	善 実	—	—	90
72	(1175)	(承 安)	5	—	—	—	戒 朗	東	—	—
73	(1178)	(治 承)	2	—	—	—	珍 鑿	興	—	—
74	(1180)	(//)	4	—	—	—	永 珍	東	—	—
75	(1181)	(養 和)	1	—	—	—	珍 鑿	興	—	—
「東大興福兩寺為= 逆臣=、皆被= 燒失=了、仏像埋= 灰燼=、經卷混= 火炎煙之間、仏法已至唯受戒又難、 行、而依、為= 道心門= 嘯= 請珍 鑿= 重為= 戒和上=了」										
76	(1185)	(元 曆)	1	—	—	—	久 賀	葉	—	—
77	(1186)	(文 治)	2	—	—	—	善 勝	東	—	—
78	(1197)	(建 久)	8	—	—	—	久 嚴	東	—	—
79	(1198)	(//)	9	—	—	—	浄 鑿	//	—	77
80	(1201)	(建 仁)	2	—	—	—	相 誉	興	—	88
81	(1207)	(建 永)	2	—	—	—	辨 基	//	—	—
82	()	—	—	—	—	—	寛 恵	東	—	90
83	()	—	—	—	—	—	善 祐	—	—	—
84	()	—	—	—	—	—	春 永	—	—	—
85	()	—	—	—	—	—	心 抱	—	—	—

86	()	—	—	—	—	—	—	信	曉	—	—	—
87	()	—	—	—	—	—	—	隆	永	—	—	—
88	()	—	—	—	—	—	—	幸	俊	—	—	—
89	()	—	—	—	—	—	—	浄	尊	—	—	—
90	()	—	—	—	—	—	—	相	英	—	—	—
91	()	—	—	—	—	—	—	順	慶	—	—	—
92	()	—	—	—	—	—	—	良	詮	—	—	—
⋮	(1374)	応	安	7	堯	弁	東	南都寺院別戒和上就任数集計 東大寺30、興福寺28、薬師寺2、 大安寺5、元興寺6、法隆寺3、 招提寺2				
⋮	(1442)	嘉	吉	2	祥	寛	興					
⋮	(1446)	文	安	3	春	専	東					
自応安七年至文安三年 七十三年東大寺に退転 又自文安三年至慶長十九年 百六十九年東大寺に退転												

(注) (年号)は東大寺要録にあって、本光国師日記にないもの、この統計は全般的なものではないが、史料批判の参考として供することができる。また東大寺要録の収録の原本については不明である。